

島田けい子議員（日本共産党・右京区）

2019年6月17日

【島田議員】日本共産党の島田けい子です。党議員団を代表し、知事質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、一言申し上げます。先の府会議員選挙で、我が党府会議員団は引き続き府議会第二党・12議席を確保することができました。ご支援をいただいた皆さまに心から感謝を申し上げます。党府議団一丸となって、安倍政権の地方壊し・地域壊しを許さず、真の地方再生へ、暮らしに希望が持てる京都府政、新しい政治実現へ頑張る決意です。よろしく申し上げます。

また、現職警官が特殊詐欺を悪用して逮捕された事件については、真相究明と警察の信頼回復へ全力を挙げるよう求めておきます。

消費税増税に反対し、暮らし第一で経済の立て直しを

それでは質問に入ります。まず最初に、暮らし第一で経済を立て直す問題です。

内閣府は7日、4月の景気動向指数を発表し、2カ月連続で景気悪化を認めました。実質賃金、実質消費支出も1年前に比べてマイナスとなりました。1月から3月期の国内総生産の改定値でも、全体の6割を占める個人消費が減少しています。ところが安倍政権は、10月には予定どおり10%への増税を実施するとしています。消費税導入時は「バブル経済」の真最中、そして5%、8%増税の時は政府の景気判断は「回復期」でしたが、そうした中でも増税が消費不況への引き金を引く結果となりました。政府自身が景気悪化の可能性を認めていながら増税しようとするのは、歴史的にも前例のない無謀なものです。

府内経済は全国に比べても深刻です。京都商工会議所が3月に発表した「景気経済動向調査」では、1月から3月期の国内景気BSI値はマイナス12.6と前年実績7.4から大幅に落ち込むなど、ほぼすべての業種でBSI値が下降しています。消費税増税の影響を懸念し、景気の先行きを不安視する声が寄せられています。

京都で働く世帯の実収入では、2015年には495万3千円あったものが、2017年には432万4千円と2年間で約63万円も減少し、全国順位は35位から45位へと急落をいたしました。消費支出も、282万8千円から249万7千円と33万1千円の落ち込みで、これも全国順位は24位から43位となりました。

商店街を歩きますと、「10%になったらもう廃業するしかない」「庶民に200万円の資産形成を求めながら、消費税増税は許せない」、この怒りの声が聞かれます。「ポイント還元のためにクレジットカード用の機械購入やカード会社にも高い手数料、負担が重すぎる」。プレミアム商品券にいたっては、「商品券を使って買い物をすればレジで『私は低所得者です』』と言うようなもの。こんな愚策はやめてほしい」との声も聞かれました。政府の増税対策にも批判の声が上がっています。消費税は、低所得者ほど負担が重い逆進性の税金で、自動車や住宅の税金を減税しても、多くの国民にはほとんどその恩恵はありません。

「こんな経済状況で10%増税をしてもいいのか」。政権・与党の中からも動揺が広がっております。自民党の西田参議院議員も、「完全なデフレ脱却と言えないなかで、消費税増税を強行すれば日本経済に悪影響を及ぼす」と、増税凍結を主張をしておられます。

そこで伺います。現在の京都経済と府民の暮らしの実態をどのように認識されていますか、お聞かせください。京都の府民の暮らしと営業に、地域経済に責任を負うべき知事として、今、消費税を増税すべきではないと国へ求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

労働者が明日の暮らしに希望が持てるよう、賃金の大幅引き上げを

今、求められているのは、家計を応援し、格差と貧困を正し、府民が暮らしの明日に希望を持てるようにすることです。そのためには、まず働く人の賃金を大幅に引き上げることです。

京都で働く労働者の実態はどうなっているのでしょうか。平成 24 年度の就業構造基本調査で全国ワースト 3 位だった京都の非正規雇用の割合は、平成 29 年度では沖縄に次いで全国ワースト 2 位で 40%、不本意非正規の割合は 30 代で全国 6 位など、厳しい現状が続いています。労働法制の改悪や規制緩和で、最低賃金に近い賃金で働く労働者が大幅に増加し、非正規雇用労働者が家計の中心を担う現状が増えているのです。ダブルワーク、トリプルワークで働く母子家庭の皆さんの悲痛な声もお聞きしています。本府の最低賃金は 882 円。週 40 時間働いても月額 15 万円、年額 183 万円と、まともに暮らせる賃金ではありません。こうした現状を打開するためにも、最低賃金の引き上げは待ったなしの課題になっていると考えます。

先日、京都総評が組合員や家族を対象とした生活実態調査を行い、中間報告を出されました。25 歳単身、北区在住で働くモデルで試算し、月に 150 時間労働で時給に換算すると、男性で 1635 円、女性で 1618 円となったということです。わが党としてもこうした労働者の現状を踏まえて、中小企業支援と一体に、最低賃金をすみやかに時給 1000 円に引き上げ、1500 円をめざすことを重点政策に掲げました。

そこで伺います。労働者の暮らしの現状に照らして、最低賃金を時給 1500 円に引き上げる必要性について、どのように考えておられますか。知事の見解を伺います。

また、中小企業の労働者の賃金引き上げのための業務改善助成金について、最低賃金が時給 1000 円未満に対象拡大が行われましたが、申請件数は京都府全体で 28 件、実績は 19 件と、ほとんど活用されていません。設備投資の要件の撤廃などの抜本的な制度改善が必要と考えますがいかがでしょうか。

さらに、中小企業にとって税金よりもはるかに重いのが、社会保険料の負担です。業種を超えて、人件費のうちの 3 割、あるいはそれ以上が社会保険料となっています。ある若手経営者は「社会保険料の支援があれば賃金を引き上げることができる」と語られています。社会保険料負担分を直接支援する制度の創設を、国に求めるべきと考えますが、いかがですか。

また、保育・介護職の給与改善施策については、国のキャリアアップ制度は、保育では分野別のリーダーを新設して処遇改善をおこなう内容であり、介護職でも技能や経験に重点化した内容です。多くの労働者の賃金の底上げになっていないのが現状です。全職種平均より 8 万円から 9 万円低い賃金の底上げのために、職員間に格差をつくるのではなく、職員全体の給与の底上げが必要と考えますが、いかがですか、お答えください。

国保の均等割の廃止、中学校給食無償化、大学の学費無償化を

次に、安心して学び、子育てできる施策の推進について、何点か伺います。

厚生労働省が 6 月 7 日発表した人口動態統計調査で、合計特殊出生率は 1.42、京都府では 0.02 ポイント下がって 1.29 となり、いずれも 3 年連続減少をいたしました。出生率が 1.3 を下回るのは 5 年ぶり。全国ワースト 3 位となりました。

これらの背景には、働くルールを壊し、低賃金の非正規雇用を増やしてきたこと、社会保障や福祉

制度を切り縮める政策が、子どもや若者を直撃し、格差と貧困を広げたことは明らかです。貧困の連鎖を断ち切るためには、労働者の賃金引き上げなどとともに、医療や教育の分野で「機会の平等」を保証することです。

まず、子どもの医療費助成制度について、長年の運動とともに、我が党も粘り強く取り上げてまいりました。対象が中学校卒業まで広がり、今年9月から通院の自己負担が1500円へと引き下げられますが、多くのお母さんの声は「完全無料にしてほしい」というものです。国制度として創設するよう求めるとともに本府の引き続きの努力を要望します。

次に、所得のない赤ちゃんにかかる「人頭税」ともいべき国民健康保険料の均等割り制度の廃止についてです。京都市内の4人家族・所得400万円の世帯の国保料40万円では、本当に高すぎます。全国知事会・市長会がすでに6年前に国へ要望しておられる公費1兆円の投入で均等割・平等割を廃止するなら、24万円に引き下げることが可能です。

そこで伺います。2月定例会で知事は、「均等割について、子育て支援の観点から子どもにかかる負担分の軽減について、国に強く求めている」と答弁されました。均等割りの見直しの必要性を知事としても認めておられると理解しますが、取り組みの現状と国の検討状況はどのようになっているのでしょうか。また、市町村とともに、子どもにかかる均等割を廃止するための議論を進め、市町村を応援してはいかがでしょうか。お答えください。

次に中学校給食の無償化についてです。文部科学省は昨年7月、全国1740自治体における学校給食費の無償化、及び完全給食の実施状況を発表しました。小学校・中学校とも無償化を実施する自治体は76自治体・4.4%、第三子以降の無償化など一部無償化と一部補助は424自治体・24.4%となり、その後も増え続けています。

また、昨年5月現在の中学校給食実施率は、食べている生徒の数で本府は37.9%と、全国ワースト1位という悲しい現状です。家庭の経済状況にかかわらず、安心して食事ができることは、子どもの情緒の安定にとっても重要なことです。就学援助を受けている生徒が、中学校給食がないためにこれら施策が届いていません。完全実施へ、市町村を支援することを強く求めるものです。

同時に、憲法26条は、義務教育はこれを無償とすると規定し、学校給食法は学校給食が教育の一環であるとしています。学用品や部活動代、制服代なども無償化とすべきものですが、まずは学校給食費の無償化へ、国へ要望するとともに、本府においても検討することが必要です。いかがでしょうか。

次に、大学の学費値下げと奨学金制度の抜本改革も待たなすです。高い学費、返せない奨学金、進学をあきらめるかバイト漬け借金漬けで進学するかという究極の選択が押し付けられ、「教育を受ける」ことが若者の間に貧困と格差を広げるという本末転倒の事態が広がっています。我が党議員団は2015年から16年2月にかけて、大学や街頭での対話活動を行いました。奨学金を利用している学生は42%。そのうち30%が300万円以上を借り、67%の学生が有利子奨学金であり、返済への不安を抱えていました。「奨学金は怖くて借りられないので、進学をあきらめた」という高校生もいました。「親からの仕送りはなくバイトと奨学金で暮らしている、体調が悪くても休めない」「奨学金を月に6万円借りている、アルバイトを二つ掛け持ち」。中には週に70時間もバイトをする学生もいました。学生アルバイトは全国で74万人も増えましたが、雇用が増えたのはアベノミクスの成果でなく、こうして追い込まれた学生達なのです。

若い世代の多くが、卒業と同時に背負った奨学金という名の借金返済に追われています。少しでも

滞納すれば、自宅や職場へ督促の電話がかかる、さらには信用情報のブラックリストに登録されることとなります。ブラックリストへの登録件数は、2013年度の1万3047件から2017年度には2万5288件へと急増し、自己破産件数は同時期に1453件から2447件へと増加していることが、我が党国会質問への政府答弁で明らかになりました。

安倍政権は「大学無償化」などといいますが、その内容は4人家族270万円程度の住民税非課税世帯にとどまり、対象となる学生は1割。9割近い学生を対象にしない制度を「大学無償化」とは、「看板に偽りあり」です。国際人権規約の大学・高校の学費を段階的に無償化する条項の「留保撤回」を2012年に閣議決定し、国連に通告をしております。

そこで伺います。知事は、こうした若者が置かれている現状をどのように認識されておられるでしょうか。そのうえで、学費無償化と奨学金制度の抜本的拡充を国へ求めていただきたいと考えますが、いかがですか。そして、沖縄県や長野県等で始まっているように、京都府独自の給付制奨学金制度の創設へ足を踏み出す時です。いかがですか。

【知事・答弁】 島田議員のご質問にお答えいたします。

消費税率の引き上げにつきましては、少子高齢化が進む中、全世代型社会保障に必要なものとして法律で本年10月施行となっており、その増収分は幼児教育の無償化や介護人材の処遇改善などに当てられます。京都府としても、増数を続ける社会保障関係経費の安定財源として、消費税率10%のうち3.72%に相当する地方消費税及び地方交付税が必要であることをご理解いただきたいと思います。そして、国はリーマンショック級の出来事が起こらない限り引き上げる予定としており、現時点におきまして見送る判断はしていないと承知をしております。一方で、足下の経済情勢をきめ細かく点検しながら、必要な対策を実施していくことは重要でございます。直近の府内の景気に関しましては、このところ弱さはあるものの、緩やかな拡大基調にあるものと考えており、日本銀行京都支店、京都財務事務所、京都銀行も総じて「緩やかな拡大」あるいは「回復基調」と判断されております。個人消費につきましても、足下の弱い動きはありつつ持ち直しや緩やかな回復の動きがあるとされています。ただし、ご指摘がありましたように、京都商工会議所調査におきまして、中国経済減速の影響を受けた製造業の一部で、BSI値が大幅に低下するなど生産面で弱い動きが出ているとされている他、国内景気が下降しているとの実感や、人件費・原材料費の上昇による利益確保の難しさ、さらには消費税率引き上げに対する懸念の声もあるものと承知をしております。京都府におきましては40億円規模の金融対策、経営改善支援、地域消費喚起対策を実施いたしますし、国も低所得者や中小小売業者への対策などを講じることとしております。これに加え、地域経済に影響が出ないよう、先日の国への政策提案におきましても、改めて実効性のある経済対策や事業者等の負担や混乱が生じないための取り組みの徹底を要望しており、国において適切に対応していただくよことを期待をしております。

次に、最低賃金の引き上げについてでございます。最低賃金の引き上げは経済の好循環による地域経済の活性化につながることから重要であり、繰り返し国に対して要望し、京都府ではここ3年間、毎年24円から26円引き上げられてきたところでありますが、一方で中小企業の経営への影響も十分見極める必要があることから、一步一步引き上げていくことが大切でございます。さらなる引き上げには、原資となる収益の拡大が求められることから、中小企業の生産性向上が不可欠でございます。京都府では、これまでから中小企業応援隊の伴走支援の下、エコノミックガーデニング事業などによ

る支援を行ってきたところでございます。加えまして、本議会に補正予算を提案しております「京都の未来を開く次世代産業人材活用プロジェクト事業」におきまして、AI・IoT 人材の確保の確保育成などを通じた、企業の生産性向上につながる取り組みをいっそう推進していくこととしております。

次に、業務改善助成金についてでございます。当該助成金の利用が低調な要因としては、申請にあたり設備投資による生産性向上の計画に加え、従業員の賃金引き上げ計画の両方を作成する必要があること、補助金の支払いが事後の精算払いのみであることなどが上げられます。このため、より使いやすい制度となるよう、国に対して要望しているところでございます。また、京都府におきましても、「労働生産性向上推進事業補助金」など、生産性向上を支援する様々な補助金を用意しておりますので、本年度新たに結成を致しました「子育て企業サポートチーム」が府内企業2万5千社を訪問するなかで、活用を図ってまいりたいと思っております。

社会保険料につきましては、労働者が安心して就労できる基盤を整備することは労働者を雇用する事業主の責任であり、また労働者の健康の保持及び労働生産性の増進が図られることが事業主の利益に資することから、直接保険給付を受ける労働者と事業主双方で応分の負担を行うことが基本であると考えております。京都府としては、まずは企業の生産性向上を通じた体力づくりを支援してまいりたいと考えております。

次に、保育士・介護職員の処遇改善についてでございます。職員一人ひとりが仕事に対する意欲を持ち、サービスの質を高めていくためには、企業の底上げはもとより、職責と経験が適正に評価された給与の支給や、職場環境の改善を図ることが重要であると認識をしております。このため京都府におきましては、給与規定の整備や休暇取得、労働時間縮減のための取り組み等を要件とする「京都福祉人材育成認証制度」や、保育士の職階に応じて求められる業務や能力等と処遇を連動させた「京都市式キャリアパス制度」の普及等を進めているところでございます。

給与改善は国が責任を持って行うべきものであり、国に対して繰り返し要望してきた結果、介護職員は平成21年度以降月額約3.7万円、保育士は平成25年度以降月額約3.8万円の引き上げがなされました。加えて平成29年度には、保育士技能や経験に着目した、最大で月額4万円の処遇改善を図る制度が導入されたところでございます。さらに今年4月には、公費200億円を投じ、保育士に対する月額3000円の処遇改善が図られるとともに、10月には消費税財源を生かして公費1000億円を投じ、経験・技能のある介護職員のさらなる介護職員の処遇改善が図られる予定であり、引き続き保育士や介護職員の職場環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険の均等割についてでございます。国保は国民皆保険制度を守る最後の砦として大きな役割を担っており、安定的に運営できるよう、国の責任において制度設計を行うべきものであります。都道府県単位化にあっても、地方3団体との協議を踏まえ、国が財政面で責任を持つという前提でスタートしたところであります。これにより京都府は、財政運営を担う立場から市町村毎の納付金を決定し、市町村は保険料の決定を行っております。また京都府では、240億円を超える予算を確保し、運営の基礎部分を支えているところでございます。

保険料の均等割につきましては、受益者が負担するという社会保険制度の原則に基づき制度化されているものであり、そのうち子どもに係る部分については、子育て支援の観点から、負担の軽減を全国知事会等を通じて国に強く求めているところでございます。これを受け、国は子どもの均等割のあり方につきまして、国保財政に与える影響や都道府県単位化による財政支援の効果などを考慮しながら

ら、国・地方の協議の場で引き続き議論していくこととしており、現在、調整が進められているところでございます。今後とも、国制度として軽減が図られるよう、強く求めてまいりたいと考えております。

次に、中学校給食費の無償化についてでございます。義務教育の無償化の範囲は、国において定められているものであり、現在、授業料や教科書代の無償化の措置がなされております。学校給食は学校給食法によりまして、施設整備や運営は市町村が担い、食材材料費であります給食費につきましては保護者負担とされているところでございますけれども、経済的に厳しい状況にある保護者には、就学援助として全額または一部を補助する仕組みが制度化されております。すべての市町村で一律に給食費の無償化を実施することは、現在の制度上は想定されておらず、就学援助費としての位置付けや財源負担問題を国において適正に判断すべきであると考えております。

京都府といたしましては、市町村に対しまして、学校給食の意義をしっかりと伝えるとともに、国に対して給食施設に係る補助制度の拡充や、栄養教諭の配置の拡充などを強く求めてまいりたいと考えております。

次に、大学無償化についてでございます。大学生の教育費負担軽減につきましては、従来から国が責任を持って奨学金などの各種制度の充実に取り組まれているところであり、京都府としてはこれまでから、繰り返し国に対し、制度の充実を要望してまいりました。こうした動きもございまして、今年度も国は、給付型奨学金の対象人数を2万2800人から4万1400人に増やすとともに、授業料・入学金の減免や給付型奨学金の支援対象者を、年収270万円以下の住民税の非課税世帯から年収380万円未満の住民税非課税世帯に準じる世帯にまで拡大する関連法案が、本年5月10日に成立し来年度から実施されます。これによりまして、給付型奨学金の支援対象になる世帯は1.8倍程度に増加するのではないかと考えられます。

また、こうした国の取り組みに対し、過日の政策提案においても、教育負担が重い多子世帯に対する所得制限の緩和など、授業料・入学金の減免や給付型奨学金制度のさらなる充実を求めたところがございます。京都府といたしましては、引き続き国に対しまして支援の拡充を求めるとともに、高校生が経済状態にかかわらず安心して学び、高等教育への進学を目指せるよう、全国トップクラスの授業料減免制度である「あんしん修学支援事業」を維持してまいりたいと思っております。今後とも、国と連携をしながら次世代を担う子どもたちが経済状態に左右されることなく、安心して学べる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

【島田・再質問】ご答弁をいただきました。消費税増税について、景気悪化を認めながら増税する、そして増税で景気悪化を見込んで奇奇怪怪の増税対策を事実上容認する知事の姿勢は理解できません。京都経済の実態をしっかりと見るならば、「今、増税するべきでない」とはっきりものを言うべきです。この間、“老後の資金は年金だけでは足りず、夫婦で2000万円が必要”と自助努力を促した金融庁の報告書に、国民の批判が湧きあがり、政府が受け取り拒否の態度を取っていることに、国民の怒りが爆発しています。

わが党は、「減らない年金」に改革をすること、働く人の賃金の底上げ、お金の心配なく学び働ける、子育ての本気の対策を「消費税に頼らない道」で行う提案をしています。大企業や富裕層向けの優遇を改め、米軍への「思いやり予算」を廃止すれば、約7兆5千億円の財源確保が可能なんです。知事

もぜひわが党の政策をご覧になっていただきたいと思います。

賃金引き上げの問題でございます。時給 1500 円に引き上げる必要性について明確な答弁がなかったんですが、よければもう一度お願いしたいと思います。

中小企業の生産性向上があると賃金が上がるのではなく、賃金が上がれば生産性も向上すると。逆なんですね。重要性は一応認められましたので、カギは中小企業への支援であります。業務改善助成金はほとんど使われなくて、35 億円もあった予算が、今、6 億 9 千万円に減っているんですね。労働局に伺いますと全然周知されていない。こうした問題も含めて、労働局と連携して周知徹底の努力を求めておきたいと思いますが、もう一度お答えください。

保育士・介護職の新しい今年度の対策も全体の底上げになっていませんから、だから一部のリーダーではなく、全体の底上げを求めているわけです。国保の子どもにかかる均等割について、18 歳以下の全額免除をした岩手県の宮古市長は、「知事会決議が後押しになったら、子育て支援の先駆けとなる」と言われています。「子育て日本一」を掲げている知事は、全国の先駆けとなっていただきたいと思います。本気であれば、子どもにかかる均等割をなくすのに、京都府はいったいどれくらいのお金が必要か、さらに学校給食費の無償化をすればどれくらいの財源が必要かぐらい、調査をしたらいかがでしょうか。ご答弁をいただけたらうれしいです。

【知事・再答弁】 島田議員の再質問にお答えいたします。いくつかございましたので、順次お答えさせていただきますと思いますが、まず最低賃金の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、これを着実に引き上げていくということは非常に重要なことだと思っておりますけれども、一方で引き上げるためには、それを引き上げます中小企業の方に、原資となる利益がどうしても必要でございますので、これは経営に対する支援と、それによって財源を確保して引き上げていく、この両方をバランスよく進めることが必要であると考えておまして、引き続きそうした観点から取り組んでまいりたいと思います。

もう一つ、ご指摘ございました助成金の問題でございます。まさに、ご指摘がありましたように、活用がはかられていないということは件数からも事実でございます。要因は先ほども答弁しましたけれども、周知の問題も含めて、せつかくある制度でございますから、より活用が図られるように我々も努力をしてまいりたいと思っておりますし、この制度も実は過去何回か、こちらの要望にそって制度自体の改善も行われておりますので、さらに周知だけではなくて、改善すべき点が見つければ、それについても果敢に指摘してまいりたいと思っております。

それから、保育士・介護職員の処遇改善につきましても、「全体の底上げ」という指摘もございましたが、一方で今の方達のお仕事というのは、それぞれ分野もございますので、その分野・職階・職種・職責、それにふさわしい処遇が与えられるというのも、働く人にとっての働きがいなり、働く意欲につながると思いますので、全体の底上げと分野別の処遇改善とを、組み合わせてやっていくことがよいと思っております。

それから、国保の均等割と中学校給食費の無償化について、どれくらいかということは、今、私は手元に数字を持っていませんけれども、それよりもまず、均等割につきましては国の方も非常に問題意識を持って、必要性なりを判断したからこそ、国・地方の場で協議を検討するということになっておりますので、これは我々としてはこの協議を促進させるということが、まず大事だと思います。そ

うしたことによりまして実現してまいりたいと思っておりますし、中学校給食の無償化につきましては、先ほど申し上げましたが、全体として、義務教育の中で今、一律に無償化するということになっておりませんので、これにつきましては引き続き、給食費の補助制度の拡充等、支援制度の拡充を強く求めてまいりたいと思っております。

【島田・指摘要望】ご答弁ありがとうございます。時給 1500 円問題で、労働総研の調査では最低賃金を時給 1500 円に引き上げれば、京都府は年間 2392 億円の雇用者報酬が増え、1577 億円の消費需要が伸びるとしています。雇用も増えて税収も増えます。フランスやアメリカでも行われているように、中小企業の最低賃金引き上げに結びつく予算を抜本的に引き上げ、府としても、今日は触れませんでした。公契約条例の制定や中小企業振興基本条例の制定などで、中小企業全体の底上げ、労働者に資する政策を強化いただくことを求めて次の質問に移ります。

地域医療の質の低下を許さず、体制のさらなる充実を

【島田議員】次に、安心して住み続けることができる京都府へ、いくつか質問します。

まず、地域医療提供体制の充実です。私も繰り返し求めてきた周産期医療の充実で、この 4 月から、北部医療機関に府立医科大学や京都大学付属病院から医師派遣が行われたことを歓迎するものです。一方、京丹後市立弥栄病院ではベテランの産婦人科医師が 3 月に急逝されたことから、医師派遣が延期となり、分娩制限を余儀なくされる事態になりました。5 月末に私も病院へ伺い、お話をお聞きしました。幸いに現場の努力が実り、常勤医師が招へいでき、分娩が再開され、今日から京大病院からも 1 名が派遣されるようです。年間 300 件の出産に対応するには、産婦人科学科のガイドラインにもあるように、最低でも 3 人体制が安定的に継続されなければなりません。また産婦人科だけでなく、その他の診療科についても、北部医療センターからの日替わり派遣を受けるなど、非常に不安定な診療体制です。引き続き京都府がリーダーシップを発揮され、現場の要望に応じて医師確保支援等にご努力をいただくよう要望いたします。

次に、南丹市の美山診療所の医師確保と地域医療確保についてです。昨年 12 月定例会で、私は京都府がリーダーシップを発揮し、医師確保の支援をはじめ美山診療所の医療水準を確保するよう求めました。知事並びに理事者は、「南丹市の検討結果をふまえ、早急に支援に対する検討を進めていく」と答弁されました。その後、3 月の南丹市議会では、市長が「直営も視野に検討する」等の答弁がありました。一方、「現行の医療水準を確保することはかなり厳しい」との市長発言もあり、地域住民からは、不安も広がっておりました。

こうした中、「診療所のおかげで命を救ってもらった」と、現在の美山診療所の存続と医療水準を守ってほしいと願う運動がさらに広がり、14 日には本府にも、1300 名を超える陳情署名が寄せられています。私は、南丹市議会 6 月定例会本会議を傍聴いたしました。市長は、「勤務希望があった 3 人のお医者さんと面会をし、調整を進めている。医師は複数以上で確保したい」。そして、「南丹市が設置する診療所とする」「医師の身分をどこに置くか、詳細はこれからだが、中部医療センターとの連携がカギ」などの表明がありました。7 月上旬には南丹市医療対策協議会で議論を開始し、一定の方向を出すとのことでした。

そこで伺います。現時点で、本府と南丹市との協議状況はどのようになっていますか。府として、

現在の医療水準を後退させない立場で支援すべきと考えますが、ご所見を伺います。

さて、こうした地域医療確保に重要な影響を与える、国の医師確保対策についてです。政府は「地域間の医師偏在の解消等を通じて、地域における医療提供体制を確保する」として、昨年、医療法と医師法を改定しました。今年度、都道府県で新たな医師確保計画を策定すべく、議論が進められています。この計画では、「医師偏在指標」という新たな指標を用い、都道府県ごとや二次医療圏ごとに、国が「医師多数地域」「医師少数地域」を指定しますが、計画の基本方針は「少数地域」の医師確保は「多数地域」の医師の移動で穴埋めをしようというもので、看板は「医師確保」でも、「医師数抑制」が狙いであることがはっきりしています。

しかも、京都府全域が医師過剰地域とされ、厚生労働省が示す、2036年時点における京都府の必要医師数は6807人と、2016年調査の医師数8723人と比べて1916人・22%も下回るもので、現状でも深刻な医師不足をさらに加速させ医療崩壊を招くものと、怒りの声が上がっています。

5月13日開催の京都府医療対策協議会では、府内の二次医療圏の代表の病院の院長先生方から、「丹後が医師少数地域でなくなったというのは、実感とあまりにも違う」「南丹地域が医師多数地域となったのはおかしい」「山城地域が突然医師多数地域になった」「霞が関から見た机上の数字。実態と違う」など、厳しい意見が出されました。

京都府保険医協会からも「今回の対策は日本の医療制度の原則の一つである自由開業制を否定し、なおかつ偏在是正にはいささかも役に立たない」「京都府が全国で2番目に医師が多い医師多数三次医療圏とされており、府内の医師少数地域への医師確保にあたって、他の三次医療圏からの確保を禁じるような実態を無視した方針」として、国の方針を撤回するよう求めておられます。

そこで伺います。今後も医療需要の伸びが見込まれるだけでなく、過酷な医師の勤務実態がある現状から、国の「医師偏在指標」はとても妥当な数字とは考えられません。そしてこの指標が、医学部の「地域枠」などの設定の根拠に使われかねません。将来的には医学部定員の減少につながることも危惧をされます。

「医師偏在指標」は府内の医療保障に必要な医師数であるかどうか確証はなく、医師養成数を減らすための政策と言わざるを得ないと考えますが、いかがでしょうか。また、こうした方針は撤回されるよう国へ求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

「観光」に名を借りた、住民・地域置き去りの町壊しをやめよ

次に、京都の町壊しとインバウンド戦略の見直しについてです。安倍政権が進める観光立国推進と一体で、京都府・京都市が財界と一緒に進めてきた観光政策で、ホテルや「民泊」建設ラッシュによる地価高騰、許容量を超える観光客の激増、規制緩和による再開発など、「応仁の乱以来」の町壊しが広がり、住民の暮らしが脅かされる事態となっています。

簡易宿所は4年間で460カ所から2675カ所へ6倍に膨張し、ホテルは「2020年に4万室」目標を超過達成。さらに5万3000室へと1.8倍へ増やそうとしています。「路地が丸ごと民泊になった」「市内に住みたいが、地価が上がり、手が出ない」「観光客がいっぱいで市バスに乗れない」など、住民の悲鳴が上がっています。こうした中、日本人の日帰り観光客は、2016年から2017年、2年間で741万人も減少するなど京都離れという事態が進んでいます。

この間京都市長は、住民の財産である小学校跡地に、海外や東京資本のホテル建設を呼び込んでき

ました。5月市議会で市長は、「施設数としては満たされつつある」としながら、下京区の元植柳小学校の跡地にタイの高級ホテルを建設する、住民の不安があるが進めていくと言うのです。災害時に指定避難所になっている同校の講堂を、隣接する児童公園の地下に移設整備するという計画に「災害時に住民を地下に押し込めるのは非常識」「地震でエレベーターが止まったら高齢者や障害者の移動はどうなるのか」など、住民の怒りが沸騰しています。水害時には0.5mから3mの浸水区域に指定されている地域の避難所を地下に整備するなど、どだい非常識との声が上がっているのです。この計画の審議内容は、住民に対してほとんど知らされておられません。

そこで伺います。住民不在・地域置き去りで、住民の防災拠点や地域のコミュニティの拠点を奪う計画、住民を犠牲にしてまでホテル誘致で観光客を呼び込む計画について、知事は下京区がご出身ですが、生まれ育った地域のこの現状をどのように見ておられるでしょうか、お聞かせください。

2月定例会で知事は、「課題を1つひとつ丁寧に解決をしながら、訪れる方も、住んでいる方も、両方が幸せになるような道を探っていく。これが最善の道だ」と答弁されましたが、「住んでいるものが幸せに生きていくことができない」事態ではないでしょうか。そもそも、市民の財産である番組小学校を資本の儲けのために提供し、京都の街やコミュニティそのものが壊され、京都が京都でなくなる事態になれば、観光誘致もなしえないではありませんか。いかがですか。

地元負担を押し付け、環境を壊す危険な北陸新幹線延伸を中止せよ

次に、北陸新幹線延伸計画についてです。鉄道建設・運輸施設整備支援機構は5月31日、北陸新幹線・敦賀～新大阪間のおおまかなルート案を発表するとともに、計画段階環境配慮書の公告・縦覧を、該当する自治体や保健所などで開始をいたしました。7月1日にはその結果をまとめるとともに、市町村の意見を踏まえて8月中には機構や国へ意見を上げる予定とうかがいました。

ルート案は、「京都丹波高原国定公園はトンネルで通過し、公園内の芦生の森は避ける」、生活環境や地下水への配慮から「京都市中心市街地、伏見の酒造エリアを回避した区域を選定する」と説明していますが、区域は京都市内域に広がり、現時点で明確ではありません。京都駅、松井山手付近を経由するルート案は駅間が幅4～11km、駅周辺は直径5～12kmで示されており、この範囲を本年度から4年かけて行う環境影響評価の対象とするとのことですが、どこを通っても影響を避けることができないことは明らかではないでしょうか。

知事はルート案公表を受けまして、「機構は、引き続き自然環境や生活環境の問題などについて、慎重な調査と十分な環境保全対策の検討、丁寧な地元説明を実施しながら、環境影響評価を行ってほしい」とコメントされておりますが、知事選挙の際の世論調査でも「中止・再検討」が45%、知事に投票した方でも3割が再検討を求めておられました。

そもそも整備費用については、「国の詳細計画が固まった段階で事業費や地元負担の考え方が示される」として、議会にも府民にも説明がなされておられません。3月29日には、金沢～敦賀間の工事実施計画で、工事費の1兆1858億円が2263億円へ約16%も膨らみ、総額で1兆4000億円を超えることが明らかになりました。敦賀～京都・大阪間は2兆1千億円の財源確保が必要となるとしていますが、いったいどこまで膨らむのか定かではありません。それなのに強引に進めるやり方は間違っています。知事の見解を伺います。

私は先日、美山と芦生の原生林を訪ねてきました。たくさんの観光客が訪れ、日本の原風景が残る

かやぶき民家の集落を楽しんでおられました。そして、関西電力による原発建設と一体で進められた揚水式発電ダム建設計画の危機から森を守り抜き、芦生の森が奇跡的に残されてきた歴史も伺いました。京都御苑が 67 個も入る総面積 4200ha のうち、約 2000ha が手つかずの天然林であり、貴重な動物の宝庫です。そして京都府最長の河川の由良川をはぐくむ源流です。そしてこの水は日々の人々の暮らしを支え、若狭湾の植物プランクトンを育て、日本海の生態系を支えています。こうしたところにトンネルを貫通させ、工事車両が走り回り、人々の平穏な暮らしを破壊する計画を誰が望んでいるのでしょうか。

また、地下水への影響も必至です。全国的には、博多駅から長崎を結ぶ九州新幹線西九州ルート建設に伴う長崎県内 22 カ所のトンネル工事のうち、10 カ所の周辺で河川の流量が減少し、湧水が起きて田植え前の水田に水が引けない、飲料水用の井戸が枯れた地域も出ています。京都でもこんな事態が起こらないとは断言できません。これまでも、阪急電鉄の延伸工事、京都市市営地下鉄東西線の工事により、周辺の井戸に影響をもたらした経過があります。琵琶湖に匹敵する 211 億 m³ の天然地下ダムであり、「京都水盆」と呼ばれるところの地下水は、京都乙訓山城地域の産業を支える大事な資源であり、これへの影響が懸念されます。

知事は 4 月 18 日のインタビュー記事で、「京都市域はトンネルを通すのは大変ですよと国に言い続けていく。国も認識していただいていると思う」と答えておられますが、そこで伺います。発表されたルート案について、機構は「芦生の原生林や京都市中心街、伏見の酒造エリアは外した」と説明しておられるようですが、知事は影響がないとお考えでしょうか。また、実現可能な計画だとお考えでしょうか。お答えください

防災対策の強化こそ。土木事務所の体制強化で現場対応力を高めよ

いま、持続可能なまち、安心して住み続けられる地域をつくるために、全国ワースト 6 位と遅れた河川の整備、5000 カ所を超える土砂災害危険個所の整備、そして確実に予想される大地震への備えなど耐震対策、公共施設の補修など課題は山積みではないでしょうか。北陸新幹線など大型開発より、防災対策の強化など住民の暮らし第一に公共事業を転換することを、強く指摘・要望しておきます。

最後に土木事務所の体制強化について伺います。この 4 月から、各土木事務所職員の人員増が行われるとともに、丹後土木事務所峰山駐在所、中丹東土木事務所舞鶴駐在所をそれぞれ出張所に格上げし、管理職を置き現場対応力を高めるとのことです。我が党としても土木事務所の体制強化を繰り返して求めてきました。各土木事務所に 1 名増ということですが、他方、道路パトロールでは退職者不補充方針のもと、地域をよく知っている現場職員を減らし続け、短期契約の民間委託を拡大していることは、現場対応力を弱体化していると指摘をせざるを得ません。

さらに、平成 29 年・30 年災害の復旧事業総額 161 億円に対し、この 4 月末時点での契約額は 41 億円・25.5%にとどまるなど、事業が遅れている現状の上に、今議会の補正予算でも国土強靱化対策予算も含めて事業費が大幅に増加しております。土木事務所に蔓延する時間外勤務の改善など働き方改革等を見込んでも、さらなる職員の増員など組織体制の強化が必要と考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

【知事・答弁】美山診療所の医師確保についてでございます。美山診療所につきましては、これまで

から、南丹市から医師確保等の相談を受けてきたところでございますが、所長である医師の法人運営に係る負担を軽減するため、南丹市は6月市議会で直営化の考えを示されたところでございます。また、美山診療所の医師確保については、へき地医療に興味を持つ3名の医師から問い合わせが寄せられたところであり、当該医師との面談には府職員も同席したところでもあります。また、運営体制や医療体制の在り方について、保健所長も参画する南丹市医療対策審議会において協議される所であり、南丹市と連携しながら、地域において必要な医療が提供されるよう、支援をしております。

次に医師確保対策についてでございます。医師の地域偏在、診療科偏在が喫緊の課題となる中で、昨年7月に医療法・医師法が改正され、今年度は地域の医療ニーズを踏まえ、地域包括ケア構想などの二次医療圏ごとの医療施策を総合的に実施するため、医師確保計画を策定することとしております。その策定にあたっては、これまで医師確保に関する地域偏在の指標として用いられてきた人口10万人あたりの医師数が、医師確保計画策定に向けた国のガイドラインの中で、年齢階層別の人口構成、入院外来の受療率や患者の流入出、医師の性別・年齢分布などの要素を取り入れた「医師偏在指標」として、今年4月に示されたところでございます。しかしながら、「医師偏在指標」を導き出すために用いたデータや計算過程が示されていないため、国に対しまして説明を求めているところでございます。5月に開催をいたしました京都府地域医療対策協議会においても、「国の示した『医師偏在指標』は、あくまで全国一律の受療率や医師の勤務時間などを用いて機械的に試算をしている」「都市部とへき地などの地理的要件の違いや、医療機関までの所要時間などが考慮されていない」など、地域の実態と乖離しているといったご意見をいただいたところでございます。京都府としては、「医師偏在指標」の妥当性について検証を行うとともに、府立医科大学および京都大学が多くの医師を他府県に派遣している実績や、大学院生の医師が多いことなどの特徴を踏まえ、京都府の実情を十分に考慮すべきと、国に要望しているところでございます。医師確保計画の策定にあたりましては、医療の進歩による受療行動の変化、高齢者の増加に伴う疾病構造の変化、京都縦貫自動車道などの道路交通網の充実による生活圏の拡大や南部地域における人の流れの大きな変化など、地域の状況を十分に考慮をした上で、二次医療圏ごとのデータを分析し、必要な医療人材の確保に努めてまいることとしております。

次に、京都市内のホテル誘致についてでございます。観光振興のためにホテル立地をどう進めるかにつきましては、産業振興面だけではなく、医療福祉、文化・スポーツ、交通や防災など総合的な視点からまちづくりを担当されておられます京都市におきまして、まずは検討されるべきものと考えております。先日京都市では、市中心部における宿泊施設について、「施設数としては満たされつつあるが、地域的な偏在や質の面で課題」との認識を示されましたが、これはまちづくりという視点を踏まえたお考えであると理解をしております。ご指摘のホテル誘致につきましては、京都市が元植柳小学校跡地の有効活用に向け、昨年度、公募委員や地元自治連合会役員を含んだ有識者による選定委員会を設置し、プロポーザルにより事業者を選定したもので、計画では自治会活動スペースなども合わせて整備されると伺っており、今後事業化に向け、事業者、市、地域住民の三者間で協議が進められていくものと考えております。観光による地域活性化のご希望も多く寄せられていることから、今後とも、観光客、住民双方の満足度が向上される、「住んでよし、訪れてよし」の京都づくりに取り組むという考えについては、いささかも変わっておりません。

次に、北陸新幹線の延伸計画についてでございます。北陸新幹線は、日本海国土軸の一部を形成するとともに、大規模災害時において東海道新幹線の代替機能を果たし、京都はもとより関西全体の発

展につながる国家プロジェクトであると認識をしております。このうち敦賀～大阪間につきましては、平成29年3月に与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて、敦賀駅から小浜市付近、京都駅、京田辺市付近、そして新大阪駅を結ぶルートが選定され、全国新幹線鉄道整備法に基づき、国から建設主体に指名された鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、同年4月から、駅・ルートを検討するための詳細な調査を実施し、先日、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の報告を行ったところでございます。今後、国や鉄道運輸機構の詳細計画が固まった段階で、事業費や負担の考え方などが示されるものと考えており、京都府としては引き続き、国や鉄道運輸機構に対し、受益に応じた地元負担となるよう、強く求めてまいりたいと考えております。また、計画段階環境配慮書において、事業実施想定区域は幅を持ったルート帯で示されたほか、これまで京都府が指摘してきた地下水をはじめとする自然環境や生活環境等の課題については、今後のルート検討における主な考慮事項として示されたところでございます。今後、国や鉄道運輸機構が環境影響評価手続きにおいて、必要なすべての評価項目について慎重かつ正確な調査を行うとともに、駅の位置・ルート・構造・施工方法などの事業計画を、十分に環境への影響に配慮して定めることが極めて重要でございます。そのため京都府としては、環境影響評価の各段階において、関係市町村のご意見もお聞きしながら、しっかりと必要な意見を提示してまいりたいと考えております。

次に土木事務所の体制についてであります。 昨年の災害を踏まえた総合的な検証において、土木事務所の体制強化と状況に応じた待機態勢の見直しが課題として挙げられたことを受け、駐在を出張所へ格上げ・増員し、所長を管理職員とするとともに、広域振興局地域総務室の職員を土木事務所の職員として兼務させ、振興局単位での要員確保を行うなど防災体制の強化を図ったところでございます。また、災害復旧事業をはじめ、防災・減災、国土強靱化対策などの事業執行体制を整備するため、土木技術職員の定数を昨年度から5名増員し、体制の強化を図ったところであります。このような組織体制の強化とともに、業務の効率化も重要な課題と認識しており、災害対応においては災害時応急対応業務マニュアルを策定し、緊急時の行動を標準化するなど、土木事務所の職員の負担軽減を図ることとしております。さらに、災害復旧工事などの発注業務の増大に対応するため、積算業務や入札契約手続きの効率化など、円滑な事業の執行に向けて取り組みを進めているところでございます。今後とも、災害対応に万全を期すとともに、効果的で効率的な執行体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

【島田・再質問】 美山診療所について、地元住民の声をしっかり受け止め、府としても医師確保や財政支援をいただきたいと思っております。高齢化率が46%を超えた地域で、外来診療をバックアップする入院ベッド、現在4床は住民の命綱です。そして在宅ケアとの連携の要となっております。その水準を後退させないことを重ねて求めるものですが、この「医療水準を後退させない」。明確にお答えいただきたいと思っております。

「医師確保計画」について、「医療対策協議会」の場で健康福祉部長は、「厚労省の指標のままでは京都の地域医療計画はやっていけない」とも発言されたようでございます。現場と乖離した指標を撤回せよと、説明だけではなくて国へ求めていただきたいと。京都府はこれを用いないと、明確に答弁いただきたいと思っておりますが、再度お聞かせください。

下京区の植柳小学校跡地のホテル誘致についてですが、地域の防災やコミュニティの拠点を奪う、

住民を犠牲にしてまで観光客を呼び込む必要があるでしょうか。ここだけの問題ではありません。今まで住んできた人々が作ってきた歴史・暮らしを壊すやり方を、住民参加で見直す時ではないかと思えます。指摘をしておきます。

北陸新幹線の延伸について、自然環境や文化財への影響、地下水への影響、地元自治体の財政負担、並行在来線はどうなるかなど、いっさい関係自治体の住民に知らされず、不安はまったく解消されておられません。本当にこの計画が可能だとお考えなのか。公共事業を抜本的に見直し、まずは住民の命や暮らしを守る対策を優先するよう求めておきます。

再質問は、土木事務所などの体制強化です。昨年比 1.4 倍を超える国費を獲得してきたと補正予算が提案されましたが、執行体制の強化なしには進みません。平成 15 年の土木事務所再編前と比べて職員定数は 122 名の減、技術職員で 33 名の減であると昨年も指摘をいたしました。降雨期に入るといいうのに災害復旧がなかなか進まない中、早期の復旧・防災対策強化を求める住民の声は切実です。必要な体制整備へさらに努力を求めるものですが、再度明確にお答えください。

【知事・再答弁】 島田議員の再質問にお答えいたします。まず、美山診療所の問題でございますけれども、先ほども答弁をいたしましたけれども、今後の運営体制や医療体制の在り方につきましては、保健所長も参画しております南丹市の医療対策審議会において協議されることとなっております。今、議員のご指摘のございましたように、この診療所が地元にとって命綱ということについては十分理解をしているつもりでございますので、そうした観点も踏まえまして、検討に参画してまいりたいと考えております。

また、医師確保対策につきましては、「医師偏在指標」を使わないようにというご指摘もございましたけれども、まずはどういう指標で医師確保計画の全体を作っていくのかというそのガイドラインが、地域の実情にあったものとしてきちっと機能するガイドラインであるかどうかということがまずは重要でございますので、どういうものを使うかというよりもどういう指標でやっていただきたいかということにつきましても、国に対しては意見を申し上げたいと思っておりますが、当面、今示されておりますガイドラインの中身がよくわからない状況でございますので、まずはこれのバックデータなり計算過程を示していただく、ということが重要だということと求めていくところでございますので、いずれにしても、医師がその地域の医療ニーズにきちっと対応する形で確保されることが最も重要だと思っておりますし、それが府民の安心・安全につながるという観点で努力をしてまいりたいと思っております。

もう一つ、土木事務所の体制でございます。過去の数字と比べて人員が減っているというのは事実の数字でございますが、その問題意識のもとで、この間、定員増も含めて努力をしてまいりました。ただ一方で、行財政改革という非常に大きな命題も抱えておりますので、そうした中で、限られた人員・財源をどう充てていくかという観点からも、さらに努力してまいりたいと思っておりますけれども、人員増だけではなくて、業務の在り方も含めて、大きな観点から体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

【島田・指摘要望】 ご答弁ありがとうございます。医師確保問題、まだよく分からないということですが、たいへん危険な内容がありますので、国に必要な意見を上げていただきたいと思えます。今日

も友人の医師が倒れたと悲しいお知らせがありました。お医者さんの命、住民の命がかかっている問題です。週労働時間 60 時間、時間外労働は 80 時間という過労死水準を想定し、さらに必要病床数を 15 万床も減らす計画を前提として算出されている計画は、本当に深刻な医師不足にさらに拍車をかけるもので、撤回以外にありません。美山診療所などの過疎地域への支援、そして京都府内どこに住んでいても安心して暮らせるよう、国へ言うべきことはしっかり発言し、地域医療充実へとお取り組みを強く要望いたします。

土木事務所の問題について、体制強化は待ったなしです。土木事務所の再配置など、現場対応力をさらに高めるため、振興局の体制も含めて強化をお願いし、次の質問に入ります。

地方自治を否定し、企業の儲けに動員する「2040 構想」には反対すべき

【島田議員】次に、今後の自治体のあり方についてです。総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会」の報告を受けて、現在、第 32 次地方制度調査会が設置され、今後の地方制度についての議論が進められています。

その内容は、2040 年頃に最大の人口縮減の危機を迎えると描き、その危機に対して備えるための自治体改革の必要性を提起し、職員を現在の半分で対応すべく、AI 等を活用したスマート自治体に。自治体の役割を住民の暮らしの保障でなく、「公共私のプラットフォームづくり」へと転換し、府と市町村の二層制を弾力化して、フルセット型の自治体ではなく圏域の連携で対応しようとするものです。

こうした動きと一体に、総務省は「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」とする通知を出し、民間委託、指定管理者制度、ICT を活用した業務改革などを進め、その進捗状況については毎年フォローアップし、自治体を従わせようとしています。これらは、これまでの自治体の独自努力と福祉の増進を本旨とする自治体の役割を根本から歪め、業務を産業化して新たな儲けを生み出すという財界の狙いにそったものであり、国家戦略ありきの従属した自治体戦略というべきものです。

このため日本弁護士連合会は、「圏域を法制化し、行政のスタンダード化を進めることは団体自治の観点から問題がある」「住民による選挙で直接選ばれた首長及び議員からなる議会もない『圏域』に対し、国が直接財源措置を行うことは住民の意思を尊重する住民自治の観点からも問題がある」と指摘しています。また全国市長会の会長は「地方創生に頑張ろうとしている努力に水を差す以外の何ものでもない」と述べ、全国町村会長も「机上の発想ではなく、現場の実態を踏まえてわれわれの声をしっかり受け止めてほしい。上からの押し付けではなく、自治体が主体性をもって自ら選択・実行できることが何より重要だ」と、批判が上がっています。

そこで伺います。この「自治体戦略 2040」提言が目指す方向とは、これまで憲法・地方自治法で定められた地方自治を根本から否定し、単に特定の産業の「経済成長」のために地方自治体を動員していかうという極めて重大な問題をはらんでいると思いますが、知事はいかがお考えでしょうか。地方自治を預かる知事としてどうとらえているのか、まずご所見を伺います。

市町村の実態からかけ離れた「水道事業の広域化」はやめよ

「2040 構想」の具体化として、すでに京都府が進めているのが水道事業の民営化・広域化問題です。

京都府参与になられた山田啓二前知事は、新聞紙上で「水道の民営化の次に来るもの」として、「水道にとどまらず、広域化か民営化、はたまた隣接市町村の代替、新しい官民合同機関の設立など、地

方強行団体の新しい形態が議論されるべき時に来ている」と述べておられます。私は刺激的に地方消滅を訴えた増田氏の主張を大前提として、危機をあおり、上から自治体を追い込む姿勢と考えます。

こうした下、京都府はすでに水道にかかる圏域ごとの会議を開いてきましたが、「広域化はメリットが見出しにくい」「市町村合併を経て行政区域が広域となった現時点では、簡易水道と上水道の統合を優先して行っており、広域化は困難」との意見。また管理の委託化についても「技術の継承に不安が残る」など、本府の「まとめ」でも示されています。

そこで伺います。西脇知事は「水道の広域化の方が単独で行うより効率がいい」などと述べ、その方向を推進しようとしています。市町村の実態と、先ほど述べた意見とは大きな乖離があると考えますがいかがでしょうか。お答えください。

無制限の武力行使に道を開く「安倍9条改憲」は許されない

安倍首相は「2020年には新しい憲法が施行される年にする」と、改憲に執念を燃やしています。そもそも、憲法遵守義務がある総理大臣が「改憲」をあおるなど、まさに憲法違反であり、許されません。安倍9条改憲のどこが問題でしょうか。自民党がまとめた9条改憲の条文案は、その危険を自ら告白するものとなっています。

第一に、9条2項の後に、「前条の規定は、……自衛の措置をとることを妨げない」として自衛隊の保持を明記しています。「前条の規定は……妨げない」となると、9条、とくに2項「陸海空軍その他の戦力は保持しない。国の交戦権は認めない」の制約が、自衛隊に及ばなくなります。9条2項が残っていても、立ち枯れとなり、死文化してしまいます。海外での無制限の武力行使が可能になってしまうんです。

第二に、「自衛隊の行動」は「法律で定める」と書いています。これまで政府は、「自衛隊の行動」について、憲法との関係で、武力行使を目的にした海外派兵、集団的自衛権の行使、攻撃型空母や戦略爆撃機・ICBMなど相手国の壊滅的破壊のための武器の保有、徴兵制などは「できない」と説明してきました。ところが、ひとたび自衛隊を憲法に明記し、あとは「法律で定める」とすれば、ときの多数党と政府が法律さえ通せば、自衛隊の行動を無制限に拡大できるようになってしまいます。

安倍首相は「9条に自衛隊を明記し、すべての自衛隊員が誇りをもって任務を全うできる環境を整える。それが政治家の責任だ」と発言しています。首相が9条に書き込もうとしている「自衛隊」は、戦争法にもとづき「海外で武力行使する自衛隊」です。この「改憲」により、自衛隊員にもたらされるのは「誇り」ではなく、海外の戦場で「殺し殺される」危険です。

そこで知事にあらためて伺います。首相の思いとは裏腹に、どの世論調査でも、安倍政権の下での憲法改悪は「反対」が「賛成」を上回っています。国民は「改憲」を望んでいません。この「改憲」により、戦争放棄・戦力不保持を定めた憲法9条2項が死文化し、自衛隊の無制限の武力行使に道を開くことになってしまいますが、あらためて知事の認識を伺います。

住民生活を脅かす米軍レーダー基地。日米地位協定の改定へ行動を

京丹後市・経ヶ岬の米軍専用レーダー基地は、2014年5月から設置のための建設が始まって、丸5年が経過しました。米軍基地は、アメリカ本国の弾道ミサイル防衛計画（BMD）の一環で、アメリカ本土に飛ぶ弾道ミサイルを探知し、ミサイル防衛の最前線の目となるものであり、迎撃システムと一体

となったものです。米軍人・軍属の交通事故は75件と多発し、昨年2月5日以降は事故報告も途絶え、昨年5月には緊急時のドクターヘリの運行に際してレーダーの停波要請に応えず、17分間も救急搬送時間が遅れる事態が発生するなど、住民の平穏な暮らしを脅かし続けています。そしてこの5月には、米軍基地の発電機が地元住民に連絡も説明も一切ないまま、早朝、夜間、土日と24時間稼働し、大きな騒音を巻き散らし住民生活を脅かす事態が起こっています。

これまで、防衛大臣は京都府知事・京丹後市長に、「安全・安心に万全を期す」と言っていました、これらが踏みにじられているのは明らかです。こうした住民との度重なる約束違反の事態を、知事はどうに認識しておられますか。また知事は、府民のいのちと暮らしを守るための立場で、防衛省や米軍に対して抗議を行ったのでしょうか。米軍や防衛省言いなりではなく、毅然とした態度をとるべきです。知事の明確な答弁を求めます。

米軍の横暴の背景には、米軍の活動がすべてに優先される日米地位協定があります。唯々諾々と言いなりになる政府の姿勢があります。「日本国憲法の上に日米地位協定がある」。故翁長沖縄県知事は、最後になった記者会見で声を振り絞り訴えました。いま沖縄県は、県民と、米軍辺野古基地建設反対に取り組むとともに、米軍の法的地位を示す各国の地位協定の比較調査を行い、結果を3月に発表されました。そこには日本がいかに異常であるかが示されています。例えば、米軍駐留を受け入れているヨーロッパ4カ国の地位協定の内容や運用実態では、これらの国が米軍に自国の法律や規則を適用して自国の主権を確立させていると指摘して、日米地位協定の下で国内法が原則として適用されない日本とは大きな違いがあると告発しています。日米地位協定の見直しは、「何よりも、日本の主権についてどう考えるかという極めて国民的な問題」であることを浮き彫りにしているのです。

そこでお伺いします。知事は米軍の横暴を許さず、府民の命と暮らしを守るためにも地位協定の抜本的見直しが必要と思われませんか。またそのために府として独自の取り組みと努力が必要ですが、いかがでしょうか。お答えください。

【知事・答弁】今後の自治体のあり方についてでございます。総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会」の報告では、第一に、AI 等を使いこなし、効果的・効率的に公共サービスを提供する「スマート自治体」への転換、第二に、支援組織の弱体化や家族の自助機能の低下をふまえた「公共私協力の構築」による地域の暮らしの維持、第三に、人口減少の下、個々の市町村による「フルセット主義からの脱却」と「圏域単位でのガバナンス強化」や、都道府県が小規模市町村の補完・支援に本格的に乗り出す「都道府県・市町村の二層制の柔軟化」などが提案されました。また現在、第32次地方制度調査会において、圏域や公共私協力の関係など、必要な地方行政体制のあり方が議論されているものと承知をしております。この「2040」の研究会の報告書は、人口減少・少子高齢化の中にあっても、持続的に質の高いサービスを提供していくとの観点から検討されたものと聞いております。一方的に画一的な制度を地方に押し付けることにならないよう、国においては、地方側の意見をよく聞き、十分な理解を得ながら検討を進めていただきたいと考えております。なお、京都府としても、府内市町村と情報を共有しながらその影響等を考えるため、市町村長や有識者も交えた研究会を立ち上げることであります。

次に、水道の広域化についてでございます。水道事業は、人口減少に伴う給水量の減少や、水道施設の耐震化や老朽化対策による更新需要の増加、技術職員の不足など、その事業環境は厳しさを増し

ております。こうした中、平成27年度から、全市町村が参加する連絡会議を開催し、丁寧に意見交換を行い、市町村とともに水道事業を取り巻く厳しい現状や課題の共有を図りながら、昨年11月に「京都水道グランドデザイン」を策定したところでございます。これまでも市町村では事業の基盤強化に向けた取り組みを進めてこられました。さらに広域的に取り組むことにより、将来的に持続可能な給水サービスを確保できるといった意向が示される中で、京都府がリーダーシップを発揮して広域化を推進するよう要望もいただいております。府民生活の重要なライフラインである水道を将来にわたり安定的に供給していくためには、事業の基盤強化が不可欠であり、広域連携は有効な方策の一つであることから、京都府が調整・推進役となり、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、広域連携や広域化も選択できるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、憲法改正と米軍レーダー基地問題についてでございます。憲法改正は国会が発議し、国民投票において過半数の賛成を必要とするものであり、そのあるべき姿を議論することは、憲法において予定されているところであります。憲法の改正を議論するにあたっては、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を維持したうえで、それをどのように守っていくかという観点から、国会を中心に国民の間で真摯に幅広く議論されるものと考えております。憲法9条の議論におきましても、平和主義の理念を尊重するとともに、自衛隊を含め憲法はどうあるべきか、国民の間で真摯な議論が行われるよう、国民に対する丁寧な説明をお願いしたいと思っております。

次に、米軍経ヶ岬通信所についてであります。米軍経ヶ岬通信所については、京都府として、府民の安心・安全を守る立場から、レーダー停波、交通安全対策、騒音対策など、安心・安全に関する事項がしっかりと履行されるよう、従前から問題が生じるような場合には、すみやかに厳しく対応を求めてきました。交通安全対策につきましては、交通事故の情報が一時期提供されなかったことから、事故に関する必要な情報のすみやかな提供と、交通安全の徹底を重ねて強く申し入れてきました。これを受け、3月の「安全・安心対策連絡会」で事故情報が提供され、とりわけ交通安全対策が必要な重大事故については個別の報告がなされ、昨年7月の電柱破損事故や人身事故についても報告されました。また、6月の連絡会で、今年3月から5月までに発生した事故は、ガードレールとの接触による軽微な物損事故1件と報告されています。今後とも、地域の交通安全の確保に必要な情報が適切に提供されるよう、強く求めてまいります。一方では、防衛省の補助事業等によりまして、交通安全確保の抜本対策として、上野平バイパスや宮バイパス、今年度は外村バイパスに着手するなど、道路の新設・改良も順次進めております。今後とも、関係者が協力して地域の交通安全対策を講じてまいります。

また、昨年5月のレーダーの不停波をめぐる問題では、すみやかに停波されなかった事案の原因の徹底究明と再発防止を強く申し入れ、消防本部と米軍相互の意思疎通が円滑に行われなかったことが原因と確認されたことをふまえて、マニュアルを見直し、米軍及び関係者が一堂に会する訓練等をすでに5回実施した他、飛行制限区域外にある旧宇川中学校へのヘリポートの整備着手などの対策が講じられたところでございます。

さらに、土日・夜間の発電機の稼働につきましては、そもそも京都府は、騒音対策として商用電力の導入を強力に申し入れ、実現に至っているところでございます。今般の事案は、米側の説明によりますと緊急メンテナンスのためとのことでしたが、京丹後市や地元自治区とも連携し、平時の日中に稼働を限るよう申し入れた結果、発電機は停止され、6月の連絡会で米軍司令官から、今後は週末・

夜間の稼働は控えるよう、担当者に周知した旨の回答がありました。今後とも、府民の安心・安全を守る立場から、問題が生じるような場合には、防衛省にすみやかに厳しく対応を求めてまいります。

日米地位協定につきましては、昨年7月、全国知事会が国内法の米軍への原則適用などの抜本的見直しを提言をいたしました。この提言は、大きな基地負担を抱える自治体も含め、すべての都道府県知事が参画する中でまとめられたものであり、京都府としては引き続き、全国知事会や渉外知事会を通じ、国にはたらきかけてまいりたいと考えております。

【島田・指摘要望】 ご答弁、ありがとうございます。「2040 構想」について、この研究会自身に地方自治体の関係者が一人も参加をしていない。このことに、大きな特徴がわかると思うんです。自治体職員の半減化を目的にしてAI化を進め、自治体を実施すべき住民サービスを民間企業などの儲けの道具に差し出し、福祉は住民の自己責任に押し付ける。これは、住民福祉の向上を目的とする地方自治体をなきものにするのではないかと思います。市町村合併から10年、府下自治体では旧町単位の支所で人員削減が進み、災害対応などにも甚大な影響がもたらされています。この上に、さらに公共施設や住民サービスを広域な「圏域」に統合をすすめれば、市町村合併の時以上に地域の衰退を招きかねません。住民の安全・安心、基本的人権が守れなくなります。こうしたやり方は見直すよう、国へ求めるべきと考えております。

水道事業の広域化・民営化についてですが、「基盤強化」の名で広域化を自治体に迫っている国の言いなりに、本府も自治体の頭ごなしに押し付けることは許されません。人員削減など「保護育成」を怠ってきたのは国の責任であり、本末転倒です。水道は人の命を支えるものです。水道法が定める「市町村経営の原則」に反するようなやり方をやめるべきです。指摘をしておきます。

米軍レーダー基地について、これまでの京都府の及び腰の対応は、根本的には日米地位協定に問題がありますが、全国知事会も要望されておりますので、さらに強力にがんばっていただきたいと思っております。

4月8日、統一地方選挙開票日翌日に京都市は、自衛隊募集について、18歳・22歳の若者の名簿を宛名シールにして防衛相に提供しました。9条への自衛隊明記は集団的自衛権の全面行使につながるもので、自衛隊員がまさに殺し殺されかねない事態になるものです。自治体が戦争事務に協力せよと、かつて来た道への歴史の逆戻りは絶対にさせてはいけません。憲法9条をいかし、朝鮮半島の非核化、北東アジアの平和の体制をつくる平和条約こそ、日本政府は取り組むべきです。

参議院選挙が目前です。府民の皆さん方の暮らし、明日の暮らしに希望が持てる新しい政治へ全力を挙げることをお約束し、質問を終わります。ご清聴、ありがとうございました。

以上